

トします。

2月18日(月)
～3月15(金)

所得税、消費税の 確定申告

所得税

平成24年分の所得税の確定申告の窓口での受け付けは、2月18日(月)～3月15日(金)です。申告期限間近になると、窓口が混雑しますので、早めに提出してください。

※還付申告は2月18日(月)以前でも受け付けています。

また、税務署の申告会場では、電子申告を推奨しています。税務署に行く場合には、源泉徴収票など申告に必要な書類のほか、本人確認ができる書類(運転免許証、保険証など)をお持ちください。

問合せ 滝川税務署

☎22・2191

住民課町税グループ

☎76・2130

○年金を受給している方へ

平成23年分以後の各年分について、公的年金などの収入の合計額が40万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告をする必要がなくなりました。

※確定申告が不要となる場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、7ページをご覧ください。

問合せ 住民課町税グループ

☎76・2130

消費税、地方消費税

平成24年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告と納税の期限は、4月1日(月)です。

問合せ 滝川税務署

☎22・2191

ホームページで 申告書作成

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用して、画面案内に従って金額などを入力するだけで、申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して税務署へ提出することができます。

<http://www.nta.go.jp/>

○提出する書類を自宅やオフィスで作成できます

所得税、消費税の確定申告書や青色決算書などを作成できます。作成した書類は、印刷して税務署へ提出することができます。

○e-Taxなら自宅やオフィスから申告ができます

電子申告(e-Tax)用データを作成すれば、自宅やオフィスからインターネットで申告や納税ができます。

e-Taxを利用するには、電子証明書の取得(要費用)とICカードリーダーが必要です。

①最高3000円の税額控除
所得税額から最高3000

円の控除を受けることができます。

※過去の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません。

②添付書類が不要

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することで、提出を省略することができます。

※申告期限から3年間は、税務署から書類の提出を求められることがあります。

③還付金が迅速に

e-Taxで還付申告を行うと、書面申告よりも早く処理されます。

④24時間受付

3月15日(金)までは、24時間利用できます。



確定申告期間がスタ

平成25年度 町道民税の申告

- ・ 65歳以上で、介護保険料の町道民税非課税世帯の減免を受ける方

国民年金保険料の免除などの申請をする方

- 新たに住民税の各種控除（社会保険料控除、扶養控除、寡婦控除、障がい者控除など）を受ける、または適用を受けた各種控除を変更する方

- 源泉徴収票など、前年の収入が分かるもの

- 控除を受けようとする場合に必要書類

○印鑑

申告が不要な方

- 所得税の確定申告をする（した）方

- 所得の種類が給与所得または公的年金所得のみの方で、適用を受けた各種控除に変更のない方

- 前年の所得が「28万円×（扶養の人数+1）+17万円」以下の方

- ※17万円は扶養がある場合のみ加算しますので、扶養がない場合は28万円となります。

問合せ 住民課税グループ

☎76・2130

忘れず保管、医療費の領収書

国民保高額療養費申請

医療費が高額になり、自己負担額が限度額（左表）を超えたときは、申請して認められると、高額療養費として医療費の払戻しが受けられます。申請には、領収書が必要です。所得税の確定申告で、領収書を税務署に提出する予定の方は、領収書の控え（コピー）を保管しておいてください。

空知中部広域連合では、医療費の払戻しの対象者がもなく申請できるように、診療を受けた月の3カ月後に申請の案内を郵送しています。

問合せ

住民課戸籍保険グループ

☎76・2130

空知中部広域連合

☎66・2152

別表（自己負担限度額）

70歳未満

住民税	区分	自己負担限度額	
		3回目まで	4回目から
課税	上位所得者	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%	83,400円
	一般	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%	44,400円
非課税	非課税世帯	35,400円	24,600円

70歳以上75歳未満

住民税	区分	自己負担限度額	
		外来	外来+入院
課税	現役並み者	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% ※4回目からは44,400円
	一般	12,000円	44,400円
非課税	区分II	8,000円	24,600円
	区分I	8,000円	15,000円